

# 出産・育児休会制度に関するQ&A

Q1

「出産・育児 休会」と「退会」はどこが違うのでしょうか？

A : 休会は正会員としての協会への在籍は残ります。退会は、正会員の資格を失効し、再び正会員になるには「継続復会手続き」、または「再入会」しなければなりません。

Q2

1年間より短い期間の休会、あるいは年度途中からの休会も可能でしょうか？

A : 休会は年度単位で、休会申請を行った翌年度（4月1日～翌年3月31日まで）が休会期間となります。

Q3

休会期間中、協会主催の講習会・特別講習会・イベント等の受講はできますか？

A : 協会主催の講習会・イベントへの参加は可能で、会員価格等で受講することができます。

Q4

休会期間中も会員証の発行や、会報誌、その他発行物等は送られてきますか？

A : 休会期間も会員証発行し、会報誌等送付いたします。但し、申請が受理された後、会員証を発行いたします。

Q5

「休会理由の根拠となる、第三者による証明書」の提出が休会申請時(3月31日まで)に間に合わない場合は、どうしたらいいですか？

A : 申請年度の翌年度1年間が会費免除となります。間に合わない場合は、まず「出産・育児休会申請書」を先に提出し、同時に協会事務局・総務担当あてに必ず提出期日をご連絡ください。ご連絡いただいた場合でも、出産日から1年を経過し、証明書が提出されない場合はその年度の休会は無効となり、会費の納入が必要となります。詳細は事務局総務担当にご相談ください。

Q6

申請の期限はあるのでしょうか？

A 申請の期限は、出産日から1年以内となっています。期限内に申請いただきますようお願いいたします。

Q7

休会期間中は勤務先で育児休暇を取得してありますが、登録サロンや登録教室の申請・更新や認定指導講師や認定講師の更新はできますか？

A できます。それぞれの規程に沿って、申請・更新を行ってください。

Q8

復会や休会期間が終了後、代議員や理事・委員等に復帰できますか？

A : 休会することで、それらの権利が停止されますので、新たに代議員・理事・委員等に選出される以外、復帰することはできません。